

## 土木請負工事必携 改定の概要 (令和4年4月)

### <『1. 土木工事共通仕様書』、『4. 施工管理基準』、『6. 写真管理基準(案)』の改定概要>

#### 1. 各種法令、基準との整合

- (1) 「諸法令の遵守」を最新版に変更
- (2) 「適用すべき諸基準」を最新版に変更

#### 2. 条文表現の統一

- (1) 各章各節における「適用すべき諸基準」の表現を統一

#### 3. その他条文の改定

##### ■土木工事共通仕様書

##### (1) 国土交通省の改定にあわせた主な改定

- ① 建設業退職金共済制度の履行について、電子申請方式等に関する記述を追加
  - ・第1編 1-1-44 保険の付保及び事故の補償 3. 建設業退職金共済制度の履行
- ② 機械式鉄筋継手について、項目を新規追加
  - ・第1編 3-7-5 継手 8. 機械式鉄筋継手
- ③ 既製杭工における鋼管杭及びH鋼杭の現場継手、鋼管矢板基礎工における鋼管矢板の溶接について、半自動溶接を行う場合の現場溶接の施工経験に関する記述を追加
  - ・第3編 2-4-4 既製杭工 21. 鋼管杭・H鋼杭の現場継手
  - ・第3編 2-4-9 鋼管矢板基礎工 11. 鋼管矢板の溶接
- ④ 工場塗装工の材料、公園緑地工事における施設仕上げ工の材料について、塗料の有効期限を超えた場合、抜き取り試験を行って品質を確認し、正常の場合使用することができる記述を追加
  - ・第3編 2-12-2 材料 7. 工場塗装工の材料
  - ・第7編 3-13-2 材料
- ⑤ 植栽維持工における樹木・芝生管理工、樹木整姿工における高中木整姿工について、「チェーンソーによる伐木等作業の安全に関するガイドライン」の策定について(厚生労働省 令和2年1月)によるものとする記述を追加
  - ・第3編 2-17-3 樹木・芝生管理工 2. 剪定の施工
  - ・第7編 2-5-3 高中木整姿工

##### (2) 神戸市独自の主な改定

- ① 情報共有システムについて、項目を新規追加(国土交通省に以前からある項目を追加)

- ・第1編 1-1-2 用語の定義 22. 情報共有システム
- ② 受発注者間での提出書類の事前協議を必須とする記述を追加
  - ・第1編 1-1-2 用語の定義 31. 工事関係書類
- ③ 工事開始日について、国土交通省の項目名と統一（工事着工日から変更）
  - ・第1編 1-1-2 用語の定義 39. 工事開始日
- ④ 単価契約の場合もコリンズへの登録を必要とする記述を追加
  - ・第1編 1-1-5 コリンズ（CORINS）への登録
- ⑤ 工事用地等の使用について、国土交通省の記載事項・表現に統一
  - ・第1編 1-1-7 工事用地等の使用
- ⑥ 工期変更について、国土交通省の記載事項・表現に統一
  - ・第1編 1-1-15 工期変更
- ⑦ 建設副産物について、詳細を建設副産物対策特記仕様書に委ねる記述に変更
  - ・第1編 1-1-18 建設副産物
- ⑧ 工事中の安全確保、地下埋設物について、項目の名称及び記載箇所の変更
  - ・第1編 1-1-26 工事中の安全確保
  - 1-1-27 地下埋設物
- ⑨ 環境対策について、書類の簡素化に対応した改定  
（排出ガス対策型建設機械を使用する場合の写真の提出を不要とする）
  - ・第1編 1-1-33 環境対策 6. 排出ガス対策型建設機械
- ⑩ 鋼材の鉄線じゃかごについて、国土交通省の記載事項に統一
  - ・第2編 2-5-14 鉄線じゃかご
- ⑪ 護岸用吸い出し防止シート工について、条項を新規追加  
（兵庫県土木工事共通仕様書に記載のある内容）
  - ・第3編 2-3-35 護岸用吸い出し防止シート工
- ⑫ 浚渫工について、節を新規追加（国土交通省に以前からある節を追加）
  - ・第3編 第16節 浚渫工（共通）
- ⑬ 下水道編 管きょ更生工について下記事項を改定
  - 材料について、自立管・複合管以外の材料仕様、更生管の補強材料、構造計算、耐震設計に関する記述を追加
    - ・第10編 2-5-1 一般事項
    - 2-5-2 材料
  - 事前調査工について、自走式テレビカメラにより撮影した管内状況の提出に関する記述を追加
    - ・第10編 2-5-4 事前調査工
  - 管きょ内面被覆工について、記録が必要な項目を追加。出来形管理に関する記述を一部追加。
    - ・第10編 2-5-6 管きょ内面被覆工
  - 本管管口切断・仕上工について、エポキシ樹脂系によるパテ仕上げの関する記

述を追加

- ・第10編 2-5-9 本管管口切断・仕上工

○条項を新規追加

- ・第10編 2-5-13 取付管口補強工
- 2-5-14 取付管更生工
- 2-5-15 人孔更生工
- 2-5-16 人孔改良工
- 2-5-17 ます更生工
- 2-5-18 ます改良工

## ■土木工事施工管理基準

- ① 3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）の策定による改定
  - ・7その他 (2) 3次元データによる出来形管理

### (1) 出来形管理基準

- ① 3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）の策定による改定
  - ・1-2-3-2 掘削工（点管理の場合）他
- ② 路側防護柵工（ガードケーブル）について、ワイヤーロープ式防護柵にも適用する記述を追加
  - ・3-2-3-8-2 路側防護柵工（ガードケーブル）
- ③ 伸縮装置工について、測定箇所を表す挿絵が不明瞭なため改定
  - ・3-2-3-24-1 伸縮装置工（ゴムジョイント）
- ④ 橋梁用防護柵工について、測定箇所を表す挿絵をブロックアウト型高欄に見直し
  - ・6-4-7-6 橋梁用防護柵工

### (2) 品質管理基準

- ① 試験時期・頻度の記載修正
  - ・工種8 アスファルト舗装 粒度（2.36mmフルイ）他
- ② 規格値の記載修正
  - ・工種15 補強土壁工 現場密度の測定
  - ・工種20 道路土工 現場密度の測定
- ③ 新規工種の追加
  - ・工種32 鉄筋挿入工

## ■写真管理基準（案）

- ① 3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）の策定による改定
  - ・3. 工事写真の撮影基準
  - ・撮影箇所一覧表（全体）

- ・ 撮影箇所一覧表（出来形管理） 1－2－3－2 掘削工 他
- ② 別紙、「フィルムカメラを使用した場合の写真管理基準（案）」の削除に伴う改定
- ・ 1. 適用範囲
  - ・ 9. 用語の定義

## <『2. 神戸市工事請負契約約款』の改定概要>

- ① 現場代理人及び監理技術者等（監理技術者、監理技術者補佐又は主任技術者）の途中交代は不可である旨、明記
  - ・第10条 現場代理人及び主任技術者等
- ② 部分払時に所有権は甲に移るが、危険負担は乙に残る規定等を削除
  - ・第36条 部分払

## <『3. 提出書類の様式』の改定概要>

- ① 様式-12（工期変更申請書）の削除  
工期変更について、土木工事共通仕様書において、国土交通省の記載事項・表現に統一したことに伴う手続きの変更が生じたため、様式-12（工期変更申請書）を削除する
- ② 押印見直しに伴う押印欄の削除  
工事関係書類の押印見直しに伴い、現場代理人等の押印欄を削除する（一部書類は令和3年4月に改定済）

## <『10. 建設工事に対する騒音・振動の規制について』の改定概要>

- ① 届出要領の改定  
e-KOBE（神戸市スマート申請システム）による届出に変更

## <その他>

### 1. 『11. 過積載防止対策要領』の新規追加

土砂等を運搬する自動車の過積載防止のために神戸市並びに請負人が実施しなければならない対策について規定した「過積載防止対策要領（令和2年4月）」を新規追加

### 2. 『TSを用いた出来形管理要領（土工編）』の削除

ICT関連の要領について国の要領に準拠することに伴い、「TSを用いた出来形管理要領（土工編）」を廃止する